

○みなかみ町介護用車両購入費補助金交付要綱

平成17年10月1日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、寝たきり等の要介護高齢者及び身体障害者（以下「要介護者」という。）を介護する家族（以下「介護家族」という。）等が当該要介護者を同乗させて外出する場合に使用する車いす仕様車等（以下「介護用車両」という。）の購入経費の一部又は改造経費の一部を補助することについて、みなかみ町補助金等に関する規則（平成17年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平27告示37・全改)

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本町の住民票に記載されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) おおむね65歳以上で日常的に車いすを使用している者又は日常的な車いすの使用が見込まれる者のいる世帯
- (2) 前号に掲げた要件を満たす要介護高齢者本人。ただし、ひとり暮らし高齢者等であって外出時の介護を別居の親族が行っている場合
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯であって、次のいずれかに該当する者がいる世帯
 - ア 下肢の障害で1級及び2級の者
 - イ 体幹の障害で1級及び2級の者
 - ウ 下肢及び体幹の障害で1級及び2級の者

(平24告示51・一部改正)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

補助対象	補助上限額	補助対象内容
新車購入	福祉車両 10万円	消費税非課税となっている車いすと車いす使用者を乗せられる車 (車いす仕様車・助手席リフトアップシート等)
	その他 2万円	消費税課税となっている助手席回転シート・回転スライドシートのみ車
中古車購入	初度登録年月から36か月以内 6万円	消費税非課税となっている車いすと車いす使用者を乗せられる車

	初度登録年月から37 か月以上 3万円	(車いす仕様車・助手席リフトアップシート等)
改造費	10万円	1台当たり15万円を限度とする改造費相当額から個人負担分として1/3の額を控除した額

(平27告示37・全改)

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護用車両購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 介護用車両購入計画書(様式第2号)
- (2) 介護用車両購入に係る業者の見積書の写し
- (3) 介護用車両購入に係る契約書又は注文書の写し

(平27告示37・一部改正)

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の適否を決定し、介護用車両購入費補助金交付・不承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付回数等)

第6条 補助金の交付は、介護家族1世帯に対し1台限りとする。ただし、補助金の交付を受けた介護用車両を譲渡又は廃棄等により買い換える場合で、当該介護用車両の交付の決定を受けた日から6年を経過した場合は、補助の交付を申請することができる。

(平27告示37・全改)

(変更申請)

第7条 申請者は、申請書を提出した後にその仕様に変更が生じた場合は、介護用車両購入費補助金変更交付承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績の報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、介護用車両購入費補助金実績報告書(様式第5号)に介護用車両購入費領収書の写しを添付して、介護用車両受領後速やかに町長に提出するものとする。

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し補助金額を確定し、申請者に介護用車両購入費補助金交付確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 前項の補助金確定額は、実際の改造費相当額に3分の2を乗じて得た額と交付決定額との、いずれか少ない額とする。

(譲渡等の制限)

第10条 この要綱による補助を受けて購入した介護用車両は、購入後3年間は、譲渡し、交換し、廃棄し、貸与し、又は担保に供させてはならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(その他)

第12条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の月夜野町介護用車両購入費補助金交付要綱(平成12年月夜野町要綱)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年7月4日告示第51号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年6月30日告示第62号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第37号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第61号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。